

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年岩手県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 この条例は、 <u>令和12年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和14年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。